羅　針　盤

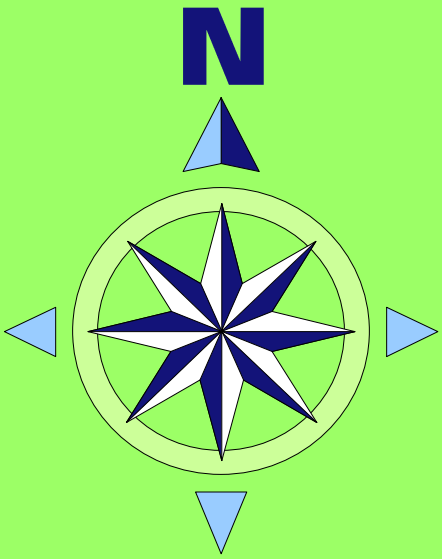

心をつつむ　やさしい支援　とぎれなく

令和５年度犯罪被害者等支援に関する標語最優秀作品

犯罪被害者等支援
シンボルマーク和歌山版
「きしゅうのギュっとちゃん」

このリーフレットは、

- ○　警察の捜査はどのように行われどのような手続で進むのか
- ○　警察が捜査のためにどのようなことをお願いすることになるのか
- ○　利用できる援助制度や相談窓口

等についてお知らせし、少しでも皆様の手助けになればとの思いから作成したものです。

いつでもお気軽に御相談ください

被害者支援員

和歌山県　　警察署

課　　係

氏名

電話

内線

連絡捜査員

和歌山県　　警察署

課　　係

氏名

電話

内線

和歌山県警察本部　広報県民課　犯罪被害者支援室
電話番号：０７３－４２３－０１１０
受付時間：月曜～金曜／9:00～17:00

刑事手続の流れ　～事件発生から裁判まで～

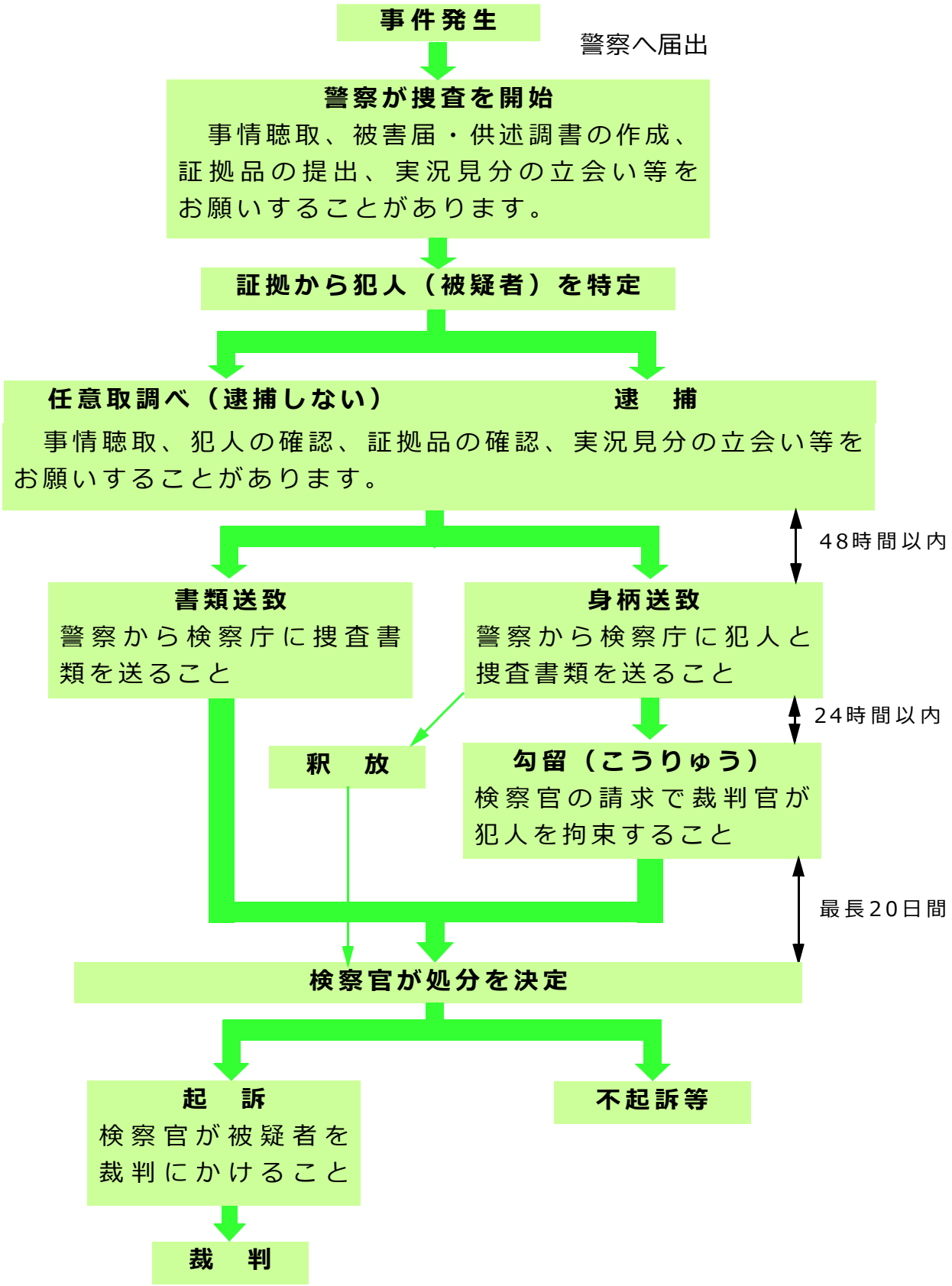

※　犯人が20歳未満の場合、少年審判手続等による場合があり上記の手続と異なります。

警察による支援制度

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為（殺人や傷害等）によって、

○　死亡された被害者の御遺族**（遺族給付金）**

○　障害が残る被害者の方**（障害給付金）**

○　重傷病を負われた被害者の方**（重傷病給付金）**

に国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

【給付金の減額、調整】

支給により加害者が利益を受けるおそれのある場合や、被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、公的補償を受けたときや損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されます。

被害者連絡制度

犯罪被害に遭われた方の

捜査はどうなってるの？　犯人は捕まったの？　処分はどうなったの？

等の疑問について、事件を担当する捜査員が

○　捜査の状況

○　犯人が分かった場合は、氏名や年齢等

○　どの検察庁に犯人を送致したか

○　起訴・不起訴等の処分結果

○　裁判はどこで行われるか

等についてお知らせします。

◆　再び被害に遭わないために、不安を少しでも軽くするため、御要望があったときは、交番又は駐在所の警察官が訪問し、必要なお知らせをします。

※　事件のことを思い出したくないので知らせないでほしいという方もいらっしゃると思います。その場合は捜査員にお伝えください。

犯罪被害者等支援員制度

警察では、犯罪の被害に遭われたことにより、精神的な負担を軽減するため、捜査員とは別に指定された警察職員（支援員）が、

○　病院への付添いや医師との連携

○　実況見分や事情聴取、捜査活動への付添い

○　心配事の相談

○　民間犯罪被害者等支援団体等の紹介及び連絡・調整

等事件発生直後における支援活動を行っています。

公費による各種支援制度

警察では、被害者の方の負担を軽減するため、

○　臨床心理士等によるカウンセリング
○　緊急避妊等の経費
○　一時避難場所等
○　司法解剖後の遺体搬送費用

等の公費による支援等、各種支援施策を講じています。

性犯罪被害への対応

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

警察では、被害に遭われた方の精神的負担を軽減するため、希望する性別の警察官による相談対応や証拠採取・証拠品の受領、病院への付添い等の施策を推進しています。

御相談は、お近くの警察署、警察相談電話＃9110、性犯罪相談電話＃8103，公益社団法人紀の国被害者支援センター、性暴力救援センター和歌山「わかやまｍｉｎｅ」へ

被害少年への支援

心身ともに未成熟な少年は、大人に比べて精神的ダメージが非常に大きく、また、苦しい思いを伝える術を持たないため、心の傷は深いものとなりがちです。警察では、少年サポートセンター等とともに、少年の特性に配慮しながら、精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

御相談は、お近くの警察署、少年サポートセンター（電話073-423-0110《代表電話》メールアドレスe8205001@pref.wakayama.lg.jp）へ

お願い

被害者と御家族の方には、捜査のため、次のようなお願いをすることがあります。御協力をお願いします。

【事情聴取】

捜査員が被害の状況等について事情をうかがいます。

検察庁や裁判所でも事情を聞かれることがあります。

【証拠品提出】

被害者の着衣や所持品等は、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

【実況見分の立会い】

事件によっては、犯罪被害現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

犯罪被害者等の支援をしている機関

公益社団法人　紀の国被害者支援センター

紀の国被害者支援センターでは、被害者やその家族等からの電話相談、面接相談に応じたり、病院や裁判所、警察署への付添い、被害者自助グループ（遺族の会）の紹介等、様々な支援を行っています。

電話番号：０７３－４２７－１０００
受付時間：月曜～金曜／10:00～16:00
土曜日／13:00～16:00（祝祭日、年末年始を除く）

公益財団法人　和歌山県暴力追放県民センター

和歌山県暴力追放県民センターは、暴力団の対立抗争等に巻き込まれて被害を受けた方々に、

○　民事訴訟費用や被害修復費用等の貸付け
○　被害者見舞金等の支援

等の支援活動を行っています。

暴力団からの被害相談等は暴追センターへ
電話番号：０７３－４２２－８９３０
受付時間：月曜～金曜／9:00～17:00

和歌山県　県民生活課

和歌山県では県条例等に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族を対象に

○　無料弁護士相談
○　生活資金の貸付け

等の支援を行っています。

お問合せは、和歌山県県民生活課へ
電話番号：０７３－４４１－２３５０
受付時間：月曜～金曜／9:00～17:45（祝祭日、年末年始を除く）

検察庁・裁判所の支援

□ **被害者等通知制度（お問合せ先：事件を担当する検察庁）**

被害に遭われた方等の希望に応じ、検察庁から

○ 事件の処分結果
○ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
○ 裁判結果
○ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由

等について通知する制度があります。

□ **被害者参加制度（お問合せ先：事件を担当する検察庁）**

故意の犯罪行為（殺人、傷害等）や自動車運転過失致死傷等の被害者や御遺族は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」として、刑事裁判に参加すること、具体的には

○ 公判期日に出席すること
○ 証人や被告人に対して質問すること
○ 事実又は法律の適用について意見を述べること

等ができます。

□ **損害賠償命令制度（お問合せ先：事件を担当する裁判所）**

故意の犯罪行為（殺人、傷害等）の被害者や御遺族は、その刑事事件を担当している裁判所に対し、民事上の損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

□ **少年審判の被害者傍聴（お問合せ先：事件を担当する家庭裁判所）**

少年犯罪のうち、故意の犯罪行為（殺人、傷害等）や、自動車運転過失致死傷等の被害者や御遺族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

また、家庭裁判所から審判の状況について説明を受けることができます。

相談窓口	相談内容	電話番号
和歌山地方検察庁（被害者ホットライン）	被害相談、事件に関する問合せ	０７３－４２２－４０２９
和歌山弁護士会	法律に関する相談	０７３－４２２－４５８０
日本司法支援センター（法テラス和歌山）	法律等に関する情報提供 民事法律扶助	０５０－３３８３－５４５７
和歌山県DV相談支援センター	配偶者等からの暴力相談	０７３－４４５－０７９３
性暴力救援センター和歌山（わかやまｍｉｎｅ）	性暴力被害に関する相談	０７３－４４４－００９９

2024.8